

仙台市強度行動障害者受入グループホーム改修費等補助金交付要綱
(令和 5 年 1 月 12 日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、指定共同生活援助事業所における強度行動障害者の受入を促進するため、指定共同生活援助事業所が強度行動障害者の受入および定着を目的として行動特性に応じた改修等を行う場合に、予算の範囲内において強度行動障害者受入グループホーム改修費等補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 強度行動障害者 重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第 1 における調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作の頻度（以下「行動関連項目」という。）について、行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目がみられる頻度等をそれぞれ 0 点から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 10 点以上である者をいう。
- (2) 指定共同生活援助事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を実施する事業所をいう。
- (3) 共同生活住居 共同生活援助を行う住居のうち、所在地が本市内であるものをいう。
- (4) 補助事業者 第 8 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本市の指定により指定共同生活援助事業所を運営する法人であること
- (2) その運営する指定共同生活援助事業所において、強度行動障害者の受入および定着を目的とすること

- (3) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
 - (4) 暴力団等と関係を有していないこと
 - (5) 申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと
- 2 前項第3号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。
- 3 第1項第3号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。
- 4 同一の事業所におけるこの補助金の交付は、同一の年度内に2住居までとする。
- 5 同一の共同生活住居におけるこの補助金の交付は、3年に1回までとする。

（補助対象事業）

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、指定共同生活援助事業所において強度行動障害者の受入および定着を目的として実施する共同生活住居の改修等とする。ただし、補助金の交付決定以前に既に着手したものは対象外とする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。ただし、補助対象事業に係る国、他の地方自治体、民間団体等の補助又は寄付を受けている場合は、当該額を除くこととする。

（補助金の額）

第6条 この補助金の交付額は、1住居につき、前条に定める補助対象経費の実支出額と、別表に定める補助基準額とを比較して少ないほうの額の3分の2とする。ただし、当該金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請は、仙台市強度行動障害者受入グループホーム改修費等補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙）
- (2) 内訳等の記載のある2社以上の見積書
- (3) 改修等の箇所、内容を示す平面図等
- (4) 改修等実施前の状況を示す写真等

- (5) 共同生活住居の建物所有者を確認できる書類の写し
- (6) 市税納付状況確認同意書

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額について決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、補助金の交付の申請をした者に対し当該決定の内容を仙台市強度行動障害者受入グループホーム改修費等補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により通知する。
- 3 補助事業の内容の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）又は中止をする場合には、仙台市強度行動障害者受入グループホーム改修費等補助金事業変更等承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。
- 4 前項の申請に対する承認は、仙台市強度行動障害者受入グループホーム改修費等補助金事業変更等承認通知書（様式第4号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 5 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの
- (2) 補助対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないもの

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、仙台市強度行動障害者受入グループホーム改修費等補助金交付申請取下書（様式第5号）により行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、仙台市強度行動障害者受入グループホーム改修費等補助金事業実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書（様式第6号別紙）
- (2) 補助対象経費に係る支出額を証する領収証等の写し
- (3) 改修等実施後の状況を示す写真等

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市強度行動障害者受入グループホーム改修費等補助金確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、第11条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、第12条の規定による補助金の額の確定等を行った後に、補助事業者の請求により補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した共同生活住居につい

て市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 規則第20条ただし書きに規定する市長が特に必要と認める場合は、補助金の交付を受けた共同生活住居について、補助金の交付決定日時点の事業所指定有効期間の終期まで（交付決定日から1年以内に指定有効期間の終期が到来する場合は、交付決定の翌年度末まで）継続して共同生活援助事業の用に供した場合とする。

3 第1項の承認を受けようするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

5 市長は、補助事業により取得し又は効用の増加した共同生活住居を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を補助事業者に請求することができる。

6 補助事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（立入検査等）

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から6年間保存しておかなければならない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和5年1月12日から実施する。

2 附 則（令和5年11月20日改正）

この改正は、令和5年12月1日から実施する。

3 附 則（令和7年3月24日改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

別表

補助対象経費	補助対象事業にかかる経費のうち、次のいずれの要件も満たすもの。 (1) 強度行動障害者の行動特性に対応するために行われるもの (2) 強度行動障害者の受入および定着に直接的に効果があるもの (補助対象経費の想定事例) ○窓、壁、床等、強度行動障害者が利用する設備の防音・遮音に関する改修 ○窓、壁、床等、強度行動障害者が利用する設備の衝撃緩和に関する改修 ○強度行動障害者の怪我を防止するために設備を保護する改修 ○強度行動障害者の行動特性により破損した設備の修繕
補助基準額	600,000 円
補助上限額	400,000 円（補助率 3 分の 2）
補助額	補助対象経費の実支出額と、補助基準額とを比較して少ないほうの額の 3 分の 2 とする。ただし、当該金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする